平成２６年（フ）第２７３５号
大阪府吹田市末広町８番17号
債務者　山口ヒサヱ
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７４０号
大阪市生野区勝山北５丁目３番１号
債務者　米田　定香
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８９５号
大阪市淀川区塚本４丁目８番４号　菊川荘100号、前住所大阪市西淀川区柏里１丁目６番17号
債務者　田渕昌彦こと　田淵　昌彦
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０号
島根県出雲市西平田町165番地ヴィラチェリーブロッサムＢ―103
債務者　樋野　喜美
1　決定年月日時　平成26年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第３１号
島根県出雲市西平田町165番地ヴィラチェリーブロッサムＢ―103
債務者　樋野　香澄
1　決定年月日時　平成26年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第３３号
山形県東置賜郡川西町大字中小松2893番地
債務者　萩　美知代
1　決定年月日時　平成26年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第２８７号
埼玉県所沢市中富南４丁目１番地　センタースクエア２―703
債務者　佐々木温子（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３０２号
埼玉県比企郡川島町大字中山1727番地６
債務者　林　あけみ
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３１７号
埼玉県所沢市大字上山口1646番地の14
債務者　大塚　真弓
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１２１号
群馬県高崎市金古町1496番地１　サカエハイツ201号
債務者　河井　祐子
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第６６２号
さいたま市緑区東浦和９丁目18番地４　ロワヴェールミナミ202
債務者　川下　京太
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２９１号
埼玉県三郷市高州４丁目82番地　メゾンサファイア106
債務者　花田　　彩
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１６８号
埼玉県比企郡滑川町大字羽尾439番地１　福田パレス５号室
債務者　永井　恒雄
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１６９号
埼玉県比企郡滑川町大字羽尾439番地１　福田パレス５号室
債務者　永井　彰子
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第２８号
千葉県茂原市上永吉1041番地　県営住宅３棟205号
債務者　池田美紀子
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第４２号
千葉県茂原市長谷995番地１　フォーリーフＡ203
債務者　齋藤　夏美
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第４４号
千葉県茂原市中部５番地16　レオパレス茂原第３―101号
債務者　星野唯次郎（旧姓上村）
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係